



市老連だより 16

令和 3 年 3 月 11 日

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
施 設 長 各 位

一 般 社 団 法 人
大阪府老人福祉施設連盟
代 表 理 事 後 藤 静 男

社会福祉連携推進法人も技能実習の監理団体に 厚労省が方向性

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われそうですが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省の検討会は 8 日、社会福祉連携推進法人が行う業務のうち、人材確保等業務などについて議論しました。厚労省は、社会福祉連携推進法人が介護職種の技能実習制度の監理団体となり、実習監理を行うことについては、経営支援業務の一環として実施可能とする考えを示しました。この日で論点ごとの議論が一巡し、次の検討会ではこれまでの議論を整理して、全体を通じた議論を行います。

「社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」は、法人のガバナンスルールや業務内容など、具体的な運営の在り方等について整理を行うことを目的とします。これまで 4 回にわたり、テーマごとの論点について意見交換しました。

国民の福祉・介護ニーズはますます高まっていくと考えられ、特に介護分野における労働需要は高い状況にあります。政府も処遇改善や就業促進、職場環境改善による離職の防止、人材育成への支援などの対策を進めていることなどを踏まえて、社会福祉連携推進法人が行う人材確保等業務では、新卒者や外国人材など多様な人材確保や、職員の定着・資質向上を図る取り組み、学生に対する福祉・介護の仕事の魅力を発信する取り組みを含むことなどが検討されました。

論点として、(1)委託募集の特例の詳細(2)社員間の人事交流・労働移動で実施可能な業務と労働法上の留意点(3)技能実習制度の監理団体など、外国人材に関する業務は実施可能かの 3 点が挙げられました。

このうち、社会福祉連携推進法人が監理団体となって実習監理を行うことは、社員の経営ノウハウに関する支援であると言えることから、人材確保等業務ではなく経営支援業務として行うことを可能とする考えを厚労省が示しました。これについて社会・援護局の宇野禎晃・福祉基盤課長は、社会福祉連携推進法人としてできるように整理したいと述べました。

一方、社員が技能実習生以外の外国人材を受け入れるために、社会福祉連携推進法人が社員を支援することは、社会福祉事業の従事者の確保に当たるとして、各法令の要件を満たした場合に可能とします。

これらを踏まえて、▽社員合同での採用募集▽出向など社員間の人事交流の調整▽賃金テーブルや初任給などの社員間の共通化に向けた調整▽社員の施設における職場体験、現場実習などの調整▽社員合同での研修の実施▽社員の施設における外国人材の受け入れ支援－などを人材確保等業務の例示とする考えです。

詳細資料については、下記 URL をご確認ください。

URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17203.html

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センター 311

TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612

e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp